平成２２年（フ）第２６９号
福岡市中央区大名２丁目10番１号
債務者　花口　澄子
1　決定年月日時　平成22年３月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月６日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第２８２号
福岡市博多区比恵町19番４―103号
債務者　杉町　良樹
1　決定年月日時　平成22年３月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月６日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第３０３号
福岡県古賀市花鶴丘２丁目１番６―404号
債務者　八谷　伸吾
1　決定年月日時　平成22年３月５日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月６日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第３０９号
福岡県宗像市東郷６丁目10番23―201号
債務者　神崎　　実
1　決定年月日時　平成22年３月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月６日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第３１０号
福岡県宗像市東郷６丁目10番23―201号
債務者　神崎　和子
1　決定年月日時　平成22年３月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月６日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第３１６号
福岡市南区老司１丁目20番５―203号
債務者　半田　由子
1　決定年月日時　平成22年３月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月６日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第３１９号
福岡市東区城浜団地27番101号
債務者　田島登美男
1　決定年月日時　平成22年３月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月６日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第３２３号
福岡県大野城市筒井４丁目８番13号
債務者　野田　雅博
1　決定年月日時　平成22年３月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月６日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第３２４号
福岡県大野城市筒井４丁目８番13号
債務者　野田　るみ
1　決定年月日時　平成22年３月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月６日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第３２７号
福岡県筑紫野市大字阿志岐2532番地２　今泉コーポ103号
債務者　石橋　美希（旧姓平山・星野）
1　決定年月日時　平成22年３月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月６日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第３３４号
福岡県大野城市白木原２丁目６番27号　カタルコーポ205号
債務者　武内　純子
1　決定年月日時　平成22年３月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月６日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第３５０号
福岡市早良区室住団地30番303号
債務者　小杉　一夫
1　決定年月日時　平成22年３月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月６日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第３５５号
福岡市東区和白１丁目９番23号
債務者　村上　裕子（旧姓宮下）
1　決定年月日時　平成22年３月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月６日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第３５６号
福岡市早良区原団地32番408号
債務者　楢原　　正
1　決定年月日時　平成22年３月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月６日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第３６２号
福岡市南区弥永団地10番303号
債務者　大坪　正明
1　決定年月日時　平成22年３月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月６日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第３７６号
福岡市早良区四箇田団地16番301号
債務者　中野　博明
1　決定年月日時　平成22年３月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月６日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第３８３号
福岡市中央区大手門３丁目10番10―607号
債務者　大峰　章子
1　決定年月日時　平成22年３月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月６日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第４１０号
福岡市博多区吉塚８丁目６番３―408号
債務者　石田　善男
1　決定年月日時　平成22年３月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月６日まで
福岡地方裁判所第４民事部